

市税の申告・納付等の期限の延長について

1 支援策の内容

令和元年東日本台風により被災された方の市税の申告・納付等の期限を延長しています。

2 対象者

次の対象地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等

区 分	対 象 地 域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

※ 上記の対象地域については、国税についても申告・納付等の期限の延長がなされています。

3 延長後の期限

令和元年10月12日以降に期限が到来する市税の申告・申請などの書類の提出及び納付・納入について、これらの期限を次のとおり延長しています。

なお、令和元年東日本台風により被災されたことで、延長後の期限までに申告・納付等を行うことが困難な個別の事情がある場合は、申請により、期限がなお延長される制度がありますので、各市税事務所又は各税務室に御相談ください。

区 分		期日（延長後の期限）
①	下記②以外の申告・納付等の期限（令和元年10月12日から令和2年3月30日までの間に期限が到来するもの）	令和2年3月31日
②	法人の市民税に関する申告・納付等の期限（令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に期限が到来するもの）	令和2年8月31日

※ 個人の市・県民税（普通徴収分の第3期・第4期）、固定資産税・都市計画税（第4期）の口座振替日についても、令和2年3月31日になります。

4 納付書の取扱い

延長の対象となる方で、個人の市・県民税又は固定資産税・都市計画税について納付書により納付していただく方には、延長後の納期限を記載した納付書をお送りしますので、その納付書により納付してください。既にお送りしている納付書（延長前の納期限が記載されたもの）は、二重に納付されないようにするため、廃棄していただきますようお願いいたします。

5 対象地域外の被災された方に対する期限延長

前記の対象地域以外の地域に住所・居所を有する個人や主たる事務所・事業所を有する法人等であっても、令和元年東日本台風により被災された方については、個別に申請することにより、市税の申告・納付等の期限が延長される制度がありますので、各市税事務所又は各税務室に御相談ください。

6 お問合せ先

	部 署	連 絡 先
中央市税事務所	第一市民税係（中区役所内）	082-504-2564
	南税務室（南区役所内）	082-250-8946
東部市税事務所	市民税係（東区役所内）	082-568-7719
	安芸税務室（安芸区役所内）	082-821-4913
西部市税事務所	第一市民税係（西区役所内）	082-532-0942
	佐伯税務室（佐伯区役所内）	082-943-9716
北部市税事務所	第一市民税係（安佐南区役所内）	082-831-4935
	安佐北税務室（安佐北区役所内）	082-819-3913
財政局税務部市民税課特別徴収係		082-504-2089
財政局税務部市民税課法人課税係		082-504-2093
財政局税務部固定資産税課償却資産係		082-504-2127